

所定疾患施設療養費算定状況

令和5年4月1日

当苑では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況をご報告、公表しております。については、令和4年度の算定状況を公表いたします。

◇所定疾患施設療養費について◇

①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・蜂窩織炎

②算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和4年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

項目／月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
肺炎	1	5	2	9					2	12									1	10	1	3		
尿路感染症			3	9	3	19	2	14	1	7									1	10	2	13	2	14
帯状包しん																								
蜂窩織炎																1	7							

(左欄～人数、右欄～算定日数)

介護老人保健施設 あいぜん苑